

さりげなく、ともに生きる!!
「おもいやりの町、しもすわ」をめざして。

「社協だより」は共同募金の
配分金で発行されています。

2018年3月号 No.249

発行人・濱 克典

編集・社会福祉法人

下諏訪町社会福祉協議会

社協だより

下諏訪町社会福祉協議会
キャラクター



三角八丁では沢山の方とふれあえて楽しいな。友之町駐車場にいるよ。会いに来てね。



私も仮装したいな。

ゆるキャラグランプリ応援ありがとうございました。787ポイント433位でした。全国の壁は厚かった…。沢山の方に応援してもらいうれしかったです。最近の名前を呼んで下さる方が増えてとってもうれしいです。色々なイベントで沢山の方とふれあいたいな。



職員のお姉さん手作りの衣装を着て一緒に写真を撮ろうよ。



介護センター花岡さんの福祉機器を紹介するイベントにも行ったよ

缶バッジ

オリジナルグッズ色々なイベントで販売中!! イベント以外で買いたい方は社協まで



「みんなのニュース上を向いて歩こう」木村拓也アナウンサーのゴールをお友達とお祝いしたよ。



第66回長野県社会福祉大会



県の福祉大会をお友達と応援したよ。



下諏訪町内外の色々なイベントに参加しています。これからも応援よろしくお願ひします。



ピンバッジ

セットも販売



クリアファイル

社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会 定款 紹介コーナー

※ 社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会定款（昭和51年10月27日認可）の全部改正が行われましたので今年度の社協だよりの中で紹介をしていきます。全8回の予定です。今回は8回目になります。

（臨機の措置）

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第44条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第11章 解散

（解散）

第45条 本会は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第12章 定款の変更

（定款の変更）

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長野県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長野県知事に届け出なければならない。

第13章 公告の方法その他

（公告の方法）

第48条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、本会の機関紙に掲載して行う。

（施行細則）

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

在宅介護支援センターからのお知らせ

下諏訪町からの委託事業

☆シルバーネット訪問実施中☆

実態把握を目的に、75歳以上の一人暮らしの方や、夫婦世帯等のお宅に『グレイスフル下諏訪・諏訪共立病院・社会福祉協議会』の職員が訪問や電話をさせていただいております。

グレイスフル下諏訪	26-7000
諏訪共立病院	27-1195
社会福祉協議会	27-8886

特殊詐欺非常事態宣言が 発令されています!!

詐欺の犯人は、内容を録音されるのを嫌がります。

日ごろから、留守電話にするなどの対策をとりましょう。

**1人で悩まず、家族や信頼
できる人に相談しましょう!**



平成30年度『ボランティア活動保険』のご案内

- ①ボランティア活動中の事故によりボランティア本人がケガをした
- ②ボランティア活動中に他人に対して損害を与えたことにより、損害賠償問題が生じた
など、ボランティア活動時の事故を補償いたします。



※ボランティア活動保険は、年度ごとの掛け捨てです。前年度ご加入いただいた方も、次年度改めて加入していただく必要があります。

掛け金…基本Aプラン：350円 基本Bプラン：510円

天災（地震・噴火・津波補償）Aプラン：500円 天災Bプラン：710円

補償期間…平成30年4月1日～平成31年3月31日まで

（途中加入は加入翌日から年度末まで）

加入窓口…下諏訪町社会福祉協議会 TEL27-7396

※平成30年3月から、平成30年度の加入を受け付けています。3月中に加入いただくと、途切れがないため、安心してボランティア活動が行えます。



社協健康教室

講座①：講師 寺島 清 さん 講座②：講師 社協職員

開催時間：午後1時30分～2時30分

※事前申し込み不要

日	曜日	講座①寺島	講座②社協	日	曜日	講座①寺島	講座②社協
1	木	萩倉公会所		16	金	菅野町会館	
2	金	赤砂公会所		17	土		
3	土			18	日		
4	日			19	月		
5	月		第九区公会所	20	火	富部公民館	
6	火		富部公民館	21	水		
7	水		菅野町会館	22	木		四王公会所
8	木	四王公会所		23	金	送迎あり 明新館と合同	清水町公会所
9	金	高木公民館		24	土		
10	土			25	日		
11	日			26	月		高木公民館
12	月	平和館		27	火	社東町公民館	
13	火		社東町公民館	28	水	第九区公会所	
14	水	明新館		29	木		
15	木		萩倉公会所	30	金		
				31	土		

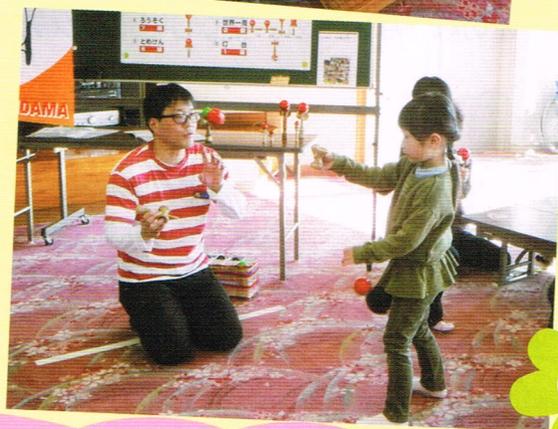
◆祝日や都合のため、講座の予定が変更になることがあります。

※明新館・清水町合同健康教室バス送迎予定：12:50 明新館前→13:00旧野澤酒店→清水町公会所

【お問い合わせ】 社協・生活応援センター TEL 27-8886

下諏訪町ボランティア連絡協議会

昔のあそびを通して世代間交流をしました。



下諏訪向陽高等学校のお姉さんとキーホルダー作り♪

下諏訪町ボランティア連絡協議会 研修会

サロンなどで楽しめる
レクリエーションがいっぱい!!!

「レクリエーションで下諏訪町を盛り上げよう！」

日時：平成30年3月17日（土）13：30～15：00

※13：00より20分ほど同会場で当連絡協議会の総会を行なっております。

場所：下諏訪総合文化センター 小ホール

講師：松本大学 人間健康学部 スポーツ健康学科 教授
犬飼 己紀子 先生

参加無料・一般参加自由

お問い合わせ 下諏訪町ボランティア連絡協議会（下諏訪町社会福祉協議会内）

担当：元村 電話：0266-26-3377 F A X：0266-26-3322

